

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令案等について（概要）

令和 4 年 12 月
内閣府
文部科学省
厚生労働省

1. 改正の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令159号。以下「改正省令」という。)の制定等に伴い、以下の改正を行う。

(業務継続計画策定等の努力義務化について)

改正省令により、児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。)について、感染症や非常災害の発生時のための業務継続計画の策定、周知等を行い、必要な研修及び訓練を定期的実施することを努力義務とする規定が設けられたところ。

- 幼保連携型認定こども園においては、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第29条を準用し、危険等発生時において職員がとるべき措置の具体的内容等を定めた「危険等発生時対処要領」(以下「対処要領」という。)の作成が義務付けられている(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第27条)が、対処要領は、危険等が発生した際の園児の安全を確保することを目的としており、業務継続のために必要な事項については、必ずしも記載が想定されていない。

幼保連携型認定こども園においても、児童福祉施設と同様、業務継続計画の策定等を努力義務とするため、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「本命令」という。)について所要の改正を行うもの。

(インクルーシブ保育について)

- 幼保連携型認定こども園においては、本命令第13条第2項の規定により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設運営基準」という。)第8条を準用し、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所の設備や、幼保連携型認定こども園に在籍する園児の保育に直接従事する職員については、他の学校や社会福祉施設の設備や職員に兼ねることができないこととされているところ。

この規定に基づき、例えば、幼保連携型認定こども園の園児と児童発達支援の利用児童を共に幼保連携型認定こども園の保育室等において保育することは、仮に園児や児童を保

育するのに必要な職員や面積が確保されている場合であっても、認められないこととなっている。

今般、改正省令により、保育所等の設備や職員を活用した社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むよう、必要な保育士や面積を確保することを前提に、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、設備の共用や職員の兼務を可能とするため、例外規定を設け、保育所について、他の社会福祉施設（児童発達支援センター等）を併設する際に、保育所の設備や利用児童の保護に直接従事する職員についても共用できることとなる。

- 幼保連携型認定こども園においても、保育所と同様、設備及び職員を社会福祉施設の設備や職員に兼ねることができるよう、本命令について所要の改正を行うもの。

（職員の数の算定に当たっての看護師等の特例について）

従来から、保育所においては、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成 10 年厚生省令第 51 号）附則第 2 項の規定により、経過措置として、乳児 4 人以上を入所させる保育所に限り、当分の間、保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を 1 人に限って、保育士とみなすことができるとされており、幼保連携型認定こども園においては、この取扱いを踏まえ、通知（ 1 ）において、乳児 4 人以上を入所させる幼保連携型認定こども園に限り、看護師等を保育教諭等（ 2 ）又は講師として園児の保育に従事できるよう措置（以下「看護師等のみなし保育教諭特例」という。）を行ってきたところ。

1 「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱いについて」（平成 26 年 府政共生第 1104 号・26 文科初第 891 号・雇児発 1128 第 2 号。以下「通知」という。）

2 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされている（認定こども園法第 15 条第 1 項）が、令和 6 年度までの期間に限っては、いずれか一方の免許状・資格のみで、保育教諭等となることができる特例が設けられている（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）附則第 5 条）。

今般、保育所において、少子化の進行等により入所する乳児の数が 4 名付近となるケースが増えており、看護師等の処遇が乳児 1 人の入退所に左右され安定しないとの指摘等も踏まえ、改正省令により、保育の質を担保しつつ、乳児の在籍人数の要件を撤廃するための改正が行われたところ。

幼保連携型認定こども園においても、安定して看護師等が勤務することを可能とする必要があること、従来から、通知をもって看護師等のみなし保育教諭特例について条例で定

めることは困難であるとの指摘があったことから、保育所と同様、保育の質を担保しつつ、乳児の在籍人数の要件を撤廃するための措置を講ずるとともに、都道府県が条例を定めるに当たっての従うべき基準として規定するため、看護師等のみなし保育教諭特例に関し、本命令について所要の改正を行うもの。

- また、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、幼保連携型認定こども園に準じ、看護師等のみなし保育教諭特例に関し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（以下「本告示」という。）について所要の改正を行うもの。

（虐待等の禁止について）

保育施設において、不適切な保育が行われていたとされる事案が、全国的に相次いでいるところ。

児童福祉施設については、児童福祉施設運営基準第9条の2において、児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない旨が従うべき基準として規定されており、幼保連携型認定こども園についても、本命令において、同条の規定が準用されている。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園についても、児童福祉施設及び幼保連携型認定こども園と同様、園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを明確にするため、本告示について所要の改正を行うもの。

2. 改正概要

（業務継続計画策定等の努力義務化について）

改正後の児童福祉施設運営基準第9条の3の規定を準用し、幼保連携型認定こども園において、業務継続計画の策定等を努力義務とするよう、本命令の規定を改正する。

下線部については、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号）の施行に伴う改正省令の改正を反映するため、「第9条の4」から「第9条の3」に修正（令和5年1月14日）

（インクルーシブ保育について）

- 改正後の児童福祉施設運営基準第8条の規定に準じ、幼保連携型認定こども園において、その行う保育に支障のない場合に限り、設備及び職員を社会福祉施設の設備や職員に兼ねることができるよう、本命令の規定を改正する。

(職員の数の算定に当たっての看護師等の特例について)

改正後の児童福祉施設最低基準附則第 2 条の規定に準じ、幼保連携型認定こども園において、本命令第 5 条第 3 項の表により置かなければならない職員について、当分の間、1 人に限って、看護師等をもって代えることができる(ただし、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない)よう、本命令に規定を新設する。

- ただし、看護師等のみで乳児への保育を行うことを避けるため、別途、保育教諭等と合同で保育を行う旨の要件を課すとともに、各々の看護師等の最低限の資質の確保の観点から、子育てに係る知識と経験を有することを要件として明確化する(3)。

3 知識と経験についての具体的な要件は別途通知で示すこととする。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園についても、幼保連携型認定こども園に準じ、保育士の資格を有する者について、当分の間、看護師等をもって代えることができるよう、本告示に規定を新設する。

(虐待等の禁止について)

児童福祉施設運営基準第 9 条の 2 の規定に準じ、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない旨、本告示に規定を新設する。

3 . 根拠条文

認定こども園法第 3 条第 2 項及び第 4 項並びに第 13 条第 2 項

4 . 施行日等

公布日：令和 5 年 1 月 (予定)

施行日：令和 5 年 4 月 1 日